

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

統合新病院の開院に向け、市立伊丹病院の診療体制の強化を図るほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市職員定数条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第 号）

伊丹市職員定数条例（昭和２４年条例第１５６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２２の２第１項各号」を「第２２条の２第１項各号」に改める。

第２条第１項中「６５９人」を「７６９人」に、「２，５５６人」を「２，６６６人」に改め、同条第３項第７号中「消防学校の教育訓練の基準（昭和４５年消防庁告示第１号）」を「消防学校の教育訓練の基準（平成１５年消防庁告示第３号）」に改める。

付 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。